

Coincheckつみたて利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、コインチェック株式会社（以下「当社」といいます。）の提供する「Coincheckつみたて」という名称の仮想通貨（暗号資産）自動積立サービス（以下「本サービス」といいます。）のご利用に当たり、お客様に遵守していただかなければならない事項及び当社とお客様との間の権利義務関係が定められております。本サービスをご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読み下さいますようお願いいたします。

第1条(適用)

本規約は、別途当社が定める「Coincheck利用規約」に基づき登録ユーザーとして登録され、ユーザー口座（以下「ユーザー口座」という。）をお持ちのお客様が、本サービスをご利用される場合の当社との間の権利義務関係を定めることを目的とし、お客様と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。

- (1) 本サービスは、仮想通貨（暗号資産）を定期定額で買い付けるサービスです。
- (2) 本サービスのご利用にあたっては、本規約のほか、「Coincheckつみたて取引説明書」、「Coincheck利用規約」、「Coincheck 暗号資産取引説明書」、ガイドライン、ポリシー、注意事項その他の個別規程等が適用されるものとします。
- (3) お客様は、本規約及び本サービスの内容を十分理解し、お客様の判断と責任において本サービスを申し込むものとします。

第2条(買付する仮想通貨（暗号資産）の選定)

1. 本サービスによって買い付けることができる仮想通貨（暗号資産）は、当社が選定する仮想通貨（暗号資産）（以下「選定仮想通貨（暗号資産）」といいます。）とします。
2. お客様は、選定仮想通貨（暗号資産）の中から買付けを行う仮想通貨（暗号資産）を指定するものとします（以下、指定された仮想通貨（暗号資産）を「指定仮想通貨（暗号資産）」といいます。）。

第3条(払込方法の指定)

お客様は、指定仮想通貨（暗号資産）の買付けに必要な金銭をお客様の指定する金融機関（以下「指定金融機関」といいます。）の口座（以下「指定金融機関口座」といいます。）から、当社の指定した収納代行業者による引落としにより払い込むものとします。なお、当社は、指定金融機関口座からの引落としの後、当該金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

第4条(申込方法)

1. お客様が本サービスをご利用するためには、あらかじめ当社が定める「Coincheck利用規約」に基づき、登録ユーザーとして登録され、ユーザー口座を開設する必要があります。
2. お客様は、当社所定の手続に従って、本サービスの申込みを行い、本サービスのための口座（以下「積立口座」といいます。）を開設するものとします。
3. お客様は、本項各号のプランのいずれかを事前に選択するものとします。
 - (1) 毎月購入プラン（月イチつみたてプラン）
※2020年3月2日以前に提供しているサービスも該当します。
 - (2) 毎日購入プラン（毎日つみたてプラン）

第5条(毎月購入プランの指定仮想通貨(暗号資産)の買付け)

1. お客様は、毎月当社の定める日(以下「毎月買付日」といいます。)に指定仮想通貨(暗号資産)を買付けする金額を当社の定める範囲で指定することができます。
2. 当社は、お客様の指定に従い、当社仮想通貨(暗号資産)取引所又は仮想通貨(暗号資産)販売所がシステム障害や安定的な価格提示ができない等により取引を停止している場合を除き、毎月買付日に当該指定仮想通貨(暗号資産)の買付けを行います。ただし、本項各号のいずれかに該当する場合は、当該月については指定仮想通貨(暗号資産)の買付けは行わないものとします。
 - (1) 指定金融機関口座の残高が引落日時点で買付金の合計に満たなかったとき
 - (2) 指定金融機関での引落日請求が金融機関により拒否されたとき
3. 原則として、指定金融機関口座から買付金が引落された後、収納代行業者から当社銀行口座への入金を確認できた日に、買付が行われます。
4. 買い付けた仮想通貨(暗号資産)は、お客様の積立口座にその数量が表示され、積立口座内の仮想通貨(暗号資産)の売却及び送受信を行うことはできません。お客様は、積立口座における仮想通貨(暗号資産)をユーザー口座へ振替をすることで、当該仮想通貨(暗号資産)を売却及び送信することができます。

第6条(毎日購入プランの指定仮想通貨(暗号資産)の買付け)

1. お客様は、当社の定める期間(以下「買付期間」といいます。)に指定仮想通貨(暗号資産)を毎日購入する金額の総額を当社の定める範囲で指定することができます。
2. 当社は、原則として、お客様の指定に従い、当社仮想通貨(暗号資産)取引所又は仮想通貨(暗号資産)販売所がシステム障害や安定的な価格提示ができない等により取引を停止している場合を除き、以下の計算式で算出した買付金額で指定仮想通貨(暗号資産)の買付けを買付期間中毎日行います。計算は1円単位までとし、残額については、買付期間最終日に加算して買付けを行います。

買付金額＝お客様指定の総額÷買付期間日数

ただし、本項各号のいずれかに該当する場合は、当該買付期間については指定仮想通貨(暗号資産)の買付けは行わないものとします。

- (1) 指定金融機関口座の残高が引落日時点で買付金の合計に満たなかったとき
- (2) 指定金融機関での引落日請求が金融機関により拒否されたとき
3. 原則として、指定金融機関口座から買付金が引落された後、収納代行業者から当社銀行口座への入金を確認できた日に、最初の買付けが行われ、次の買付期間開始日の前日に最後の買付けが行われます。
4. 買い付けた仮想通貨(暗号資産)は、お客様の積立口座にその数量が表示され、積立口座内の仮想通貨(暗号資産)の売却及び送受信を行うことはできません。お客様は、積立口座における仮想通貨(暗号資産)をユーザー口座へ振替をすることで、当該仮想通貨(暗号資産)を売却及び送信することができます。

第7条(取引履歴)

お客様は、本サービスによる仮想通貨(暗号資産)の買付結果については、お客様の積立口座内「買付履歴」から確認することができるものとします。

第8条(申込内容の変更)

お客様は、当社所定の手続に従って、本サービスの申込内容の変更を行うことができるものとします。

第9条(選定仮想通貨(暗号資産)の除外)

選定仮想通貨(暗号資産)が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該仮想通貨(暗号資産)を選定仮想通貨(暗号資産)から除外することができるものとします。なお、この場合、当社はお客様に遅滞なく通知するものとします。当該通知は、電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。

- (1) 当社が選定仮想通貨(暗号資産)の取扱いを停止又は中止をする場合
- (2) 法令の変更若しくは監督官庁又は一般社団法人日本暗号資産取引業協会による指示があった場合
- (3) その他当社が必要と認める場合

第10条(本サービスの停止・再開等)

1. 本サービスは、次の各号のいずれかに該当した場合に停止されるものとします。
 - (1) お客様が当社所定の手続により、本サービスの停止を申し出た場合
 - (2) お客様が指定金融機関口座を解約した場合
 - (3) 指定金融機関口座から6回連続で引落しができなかった場合
 - (4) 事由のいかんを問わずお客様のユーザー口座又は当社が提供するサービスのご利用が停止された場合
 - (5) お客様の指定仮想通貨(暗号資産)が前条の規定に従い選定仮想通貨(暗号資産)から除外され本サービスの最低買付金額を下回る場合
 - (6) その他、当社が停止を必要と判断した場合
2. 指定金融機関口座からの引落しの後に、お客様が第1項第4号又は第5号のいずれかに該当した場合、当社は買付けを停止し、積立口座にある金銭をお客様のユーザー口座に移動することができるものとします。

本条に基づき、本サービスが停止した場合、お客様は、当社所定の条件を満たす場合には、当社所定の手続に従い本サービスの再開の申請を行うことができるものとします。ただし、本条第1項第4号にかかる停止が解除された場合には、自動的に本サービスが再開される場合があります。

第11条(解約)

1. 本サービスは、本項各号のいずれかに該当した場合に解約されるものとします。
 - (1) 当社が本サービスの解約を申し出た場合
 - (2) 当社が本サービスを営むことができなくなった場合
 - (3) 事由のいかんを問わず「Coincheck利用規約」に基づき、お客様が登録ユーザーとしての登録が取り消され、「Coincheck利用規約」が解約された場合
2. 指定金融機関口座からの引落しの後に、前項の各号のいずれかに該当した場合、当社は買付けを停止し、積立口座にある金銭をお客様のユーザー口座に移動することができるものとします。

第12条(その他)

1. お客様は、引落日から毎月買付日又は買付期間開始日までの間に価格の変動が生じうることを了解し、当該変動を理由として異議を申し立てないことを、あらかじめ承諾するものとします。
2. お客様は、当社が選定仮想通貨（暗号資産）の全部又は一部の取扱いを終了したとき、指定金融機関が口座振替サービスを終了したとき、収納代行業者が収納代行業務を終了したとき、当社が指定金融機関の口座振替サービスの利用を終了したとき等、本サービスの全部又は一部が行われなくなったときは、これを承諾し、当社に異議を申し出ないものとします。
3. 当社は、当社が提供する本サービスに起因して、当社の責めに帰すべき事由により、お客様（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合以外の個人に限ります。）に対して、その損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社が負う損害賠償の範囲は、当社の行為を直接の原因として現実に発生した損害に限定され、かつ、損害の事由が発生した時点から遡って1ヶ月の間にお客様から現実に受領した本サービスに関する手数料の総額を上限とします。
4. 前項にかかわらず、当社が提供する本サービスに起因してお客様（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合に限り、消費者契約法の適用のある場合を除きます。）に損害が発生した場合でも、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、お客様に対して、責任を負わないものとします。
5. お客様は、本規約に定めのない事項については、当社の定める他の規約・規程等に従っていただくものとします。

第13条(本規約等の変更)

1. 本規約は、法令の変更若しくは監督官庁の指示又は一般社団法人日本暗号資産取引業協会が定める諸規則の変更があった場合、その他当社が必要と認める事由が生じた場合に変更されることがあります。
2. 当社は、本規約を変更する場合には、本規約を変更する旨、当該変更内容及び当該変更の効力発生時期を通知するものとし、効力発生日以降に、お客様が本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内に本サービスの解約の手続をとらなかった場合には、お客様は、本規約の変更に同意したものとみなします。

以上
2023年10月31日